公立大学法人県立広島大学

平成19年度 年度計画

平成19年8月

平成19年度 公立大学法人県立広島大学年度計画

平成19年度 年度計画の基本的な考え方

平成19年度から平成24年度までの中期計画の達成に向け、平成19年度において取り組むべき事項を年度計画として定め、着実な事業展開を図る。

平成19年度は、公立大学法人移行の初年度にあたることから、法人運営を円滑に軌道に載せるとともに、入口から出口までの取組み強化による好循環をつくり出すための基盤を築く。

このため,教育,研究,地域貢献,業務運営の各分野において,次の事業を法人の重点事業として位置づけ,戦略的に推進する。

1 意欲ある学生の確保

入学者選抜方法について検証し、その改善策を検討するとともに、新たに大学説明会を 開催するなど大学知名度の向上を図る。

2 確かな教育の実施

学生による授業評価アンケートやファカルティ・デベロップメント研修会を着実に実施するとともに、各学部学科における履修選択マニュアルや遠隔講義システムの講義マニュアルを新たに作成し、教育の質の向上に努める。また、インターネットを利用した「学習支援システム」の充実、カウンセラーによる学生相談体制の充実、学生食堂の改善(広島キャンパス)、学生の自主的課外活動の奨励支援など、学生支援の充実に取組む。

3 確かな研究の推進

基本研究費の配分基準や重点研究事業の検証を行い、より教員にインセンティブを与えるような配分ルールを検討する。また、科学研究費補助金の学内説明会開催など、外部研究資金の申請・受入れのための支援を強化し、外部研究資金の獲得を促進する。

4 大学資源の地域への提供

生涯学習や社会人の学び直しのニーズに対応するため,卒後教育や現任者教育の充実, 資格取得支援を目的とした講座の開設について検討する。

5 きめ細かな就職支援の実施

新たに設置するキャリアセンターの運営体制を確立し、キャリア教育、インターンシップ、資格取得支援、企業開拓等を積極的に実施する。

6 公立大学法人制度の利点を活かした大学運営

教職員の配置計画の作成,教員業績評価導入のための客観的評価基準の検討,兼職兼業基準の明確化,自己点検評価を実施するための大学経営評価システムの構築,各種ハラスメント等防止の徹底など,今後の法人運営の基本となる方針やシステムづくりに取組む。

また、契約方法の見直し等による管理経費の抑制や有料公開講座の充実等による多様な収入源の確保など、安定的な経営基盤確立のために必要な措置を講じる。

Ⅱ 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア学部

(ア) 全学共通教育の充実

「主体的に考え, 行動できる人材の育成]

- ・ 全学共通教育科目について、現行カリキュラムを総括し問題点の抽出作業を進める。「課題発見能力等の育成」
 - ・ 全学共通教育科目について、学生の課題発見能力、プレゼンテーション能力、討論 能力、国際的に活躍することができる外国語能力、情報活用能力の育成に対する効果 を検証し、一層の充実を図る。

「キャリア教育の充実]

・ 社会人として求められる行動様式や職業観・勤労観を身につけさせ、主体的に進路 を選択する能力を育てるため、早年次からのキャリア教育科目の開設等を検討する。

「多様な全学共通科目の設定】

・ 全学共通教育科目の複合科目について,現行科目を総括し問題点の抽出作業を進める。

「外国語教育科目及び情報教育科目の開講】

・ 学生の習熟度に応じた外国語教育科目開講のための新試験導入やコンピュータ活用 の基礎的科目の開講及び国家資格の取得を支援するための情報教育科目開講に向けた 具体的な内容を検討する。

「教育効果の測定]

・ 外国語の活用能力に関する教育効果や情報処理能力に関する教育効果を測定する手 法を検討する。

(イ) 専門教育の充実

「地域課題の解決に貢献できる能力の涵養」

・ 完成年度に向けて、各学部学科・大学院において、カリキュラムの見直しの準備を開始する。

[教育内容の見直し]

- ・ 各学部のアドミッションポリシー,社会のニーズ,学生の受講状況に応じたカリキュラムの見直しについて検討する。
- ・ 学部共通科目と学科専門科目との系統性や連携について検証し、それに伴うカリキュラムの見直しについて検討する。

《人間文化学部》

(a) 国際文化学科

・ 学科の理念・目的・特色に基づく教育効果を高めるため、現カリキュラムの 問題点の検証を開始する。

(b) 健康科学科

・ 健康科学に関する多様な知識及び視点を十分に修得できる専門教育が提供されて

いるかということについて、過去3年間の実績の検証と、それに伴うカリキュラムの見直しについて検討を開始する。

- ・ 管理栄養士資格取得に向けて、ワーキング・グループを立上げ、国家試験対策に ついて検討する。
- ・ 栄養教諭免許課程の平成 20 年 4 月の設置に向けて, 実習施設の確保及び設置認可申請の準備を進める。

《経営情報学部》

- ・ 学部共通専門科目及び各分野における専門科目について、経営学と情報学の繋がりを 意識した見直し可能性の検討を行う。
- ・ 現代GPの一環としての地元企業との連携や資格取得、履修マニュアルの作成など学 部一丸となった総合的な対策を進め、実践的な人材育成を図っていく。
- ・ 最新の講義内容と演習・実験への系統的繋がりを重視し、実践力を備えた人材を養成する。
- ・ 地元企業の経営トップや一線の実務者を講師に招き、地域の諸問題について理解を深める。

(a) 経営学科

- ・ 「プロジェクト研究」, 「卒業論文」等少人数による授業を充実する。
- 日商簿記(1級・2級),初級システムアドミニストレータといった資格取得を 積極的に支援する。
- ・ 経営戦略マーケティング,公共経営及び会計ファイナンスの3分野から2分野を 選択させ、複眼的思考のできる能力を身につけさせる。

(b) 経営情報学科

- ・ 学部共通科目と学科専門科目間及び学科専門科目(経営科学系科目・経営情報系科目・情報処理系科目)間の系統性について連携強化を図る。
- ・ 最先端の講義内容と最新のハード・ソフトを活用した演習・実験により、実践的な情報教育を効果的に推進する。
- ・ 希望進路ごとの履修モデルを作成し、学生にとって分かりやすい進路指導を徹底 する。

《生命環境学部》

・ 各学生の基礎科目、専門科目の履修状況及び単位取得状況を調べ、学習状況を把握の うえ、学力不足者に対し適切に指導する。

(a) 生命科学科

・ 学科の教育体系を見直し、ナノバイオ、食品分野に関連した科目に配慮したカリキュラムの再編整備を目指す。

(b) 環境科学科

・ 学科で取得すべき技術や知識を検討し、育成する学生像を明確化し、それに伴うカリキュラムの見直しに着手する。

《保健福祉学部》

- メディカルソーシャルワーカーの育成を検討する。
- ・ 附属診療センターを保健・医療・福祉の融合した実践教育の場として活用できるよう, その機能の拡充について検討する。

・ 1年制課程の助産学専攻科の平成21年度開設に向けて、組織・運営体制、カリキュラム、学生募集・入試、施設整備等について詳細設計を行う。

(a) 看護学科

・ 保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に伴い、カリキャラムの改正を行う。

(b) 理学療法学科

・ 「理学療法学の科目」の内容と他の基礎および共通科目との関連性を踏まえて、カリキュラム全体から「理学療法学の科目」の位置づけを再考し、理学療法学の専門分野に応じていくつかのモデル的な履修方法を考案する。

(c) 作業療法学科

- ・ 作業を通してクライアントの能力を引き出すことができる作業療法士を育成する ため、作業能力の評価と介入法の基本及び各種障害ごとの評価法と介入法を修得さ せる科目の充実を図る。
- ・ 附属診療所のクライアントの協力を得ながら見学, 演習を行い, 授業で学んだ知識の理解を深める. また, 「チーム医療福祉論」において各々の専門職の役割を確認する。

(d) コミュニケーション障害学科

- ・ 学科内にカリキュラム検討委員会, FD 委員会を設け, 目標達成のための最適なカリキュラム再編, 成績評価方法, 個々の学生の要求に合致した指導方法を検討する。
- 毎月開催しているコミュニケーション障害学セミナーにおいて、分かりやすい講義への創意工夫を討議し、教授方法を相互研鑽する。
- ・ 学生の理解を高めるため、DVD、PPファイル集積、音声障害典型例などの教材化を計る。
- ・ 実習指導者会議を開催し、臨床実践力を高めるための方法を学外実習指導者と共同で検討する、特に今年度は本学科卒業生である実習指導者の意見を集約する。

(e) 人間福祉学科

- 基礎学力の強化を目指すと共に演習及び実習の強化に取り組む。
- 専門科目と実習を中心とする実践的科目との体系の教育効果について検証する。
- 保健、医療、福祉のチームワークに関する教育体制を整備する。
- ・ 演習及び実習の教育効果の検証により、理論的及び実践的知識の学習を深める。

イ 大学院

専攻間での単位認定、研究指導体制及び新たな学際的研究領域について検討する。

(a) 人間文化学専攻(修士課程)

修了生に対するアンケートを実施し、授業・研究指導方法について検証する。

(b) 経営情報学専攻(修士課程)

- ・ マネジメント・情報分野での学際的な教育・研究を行うことを通じて、高度なマネジメント知識と情報技術を身に付け、企業や行政、NPOなどの組織経営において実践力のある高度 専門職業人を養成する。
- 専攻の各専門領域に重点を置いた大学院教育を推進し、講演会や大学院説明会

等を企画する。

- 専攻の各領域における最新のテーマでの講演会を開催する。
- 研究成果など専攻の情報を公開するために、ホームページを充実する。
- (c) 生命システム科学専攻(博士課程前期,博士課程後期)
 - ・ 学年進行に合わせて、専門研究者・技術者を養成するための大学院カリキュラムの実質的見直しを行う。また、大学院のFD活動に取り組み、授業体系について検討を行う。
 - ・ 学生の大学院への進学意欲を高め、進学者を増やす方策について検討する。

(d) 保健福祉学専攻(修士課程)

- ・ 異なる学問・研究分野(3分野)に開設されている科目の履修登録状況を調査 し、保健・医療・福祉の連携と統合に関する教育効果を検証する。
- ・ 保健福祉学専攻を構成する各専門分野・領域の修士論文発表会を合同で行うことにより、保健・医療・福祉の連携を深める。
- ・ 高度専門職業人養成のカリキュラムの教育効果を検証する。
- ・ 大学院生が他領域とも協力して臨床活動や実践的研究活動を行うことが出来る 協力体制を検討する。

ウ 旧大学の在学生に対する教育責任

・ 広島県立大学,県立広島女子大学及び広島県立保健福祉大学の在学生に対する教育 責任を果たすよう,十分に対応する。

エ 教育成果の検証

- ・ 総合教育センターにおいて、学生による授業評価アンケート調査を実施し、その結果を分析する。
- 卒業生の動向調査等の実施に向けて調査内容及び方法等を検討する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 入学者選抜の改善

「入学者の受入方針(アドミッションポリシー)の明確化と選抜方法の改善]

- ・ 入学者選抜方法について、引き続きその改善に向けて、調査、分析、検討を行う。 [学生収容定員の見直し]
 - ・ 社会的要請と教育効果・費用対効果を考慮しながら、カリキュラムの見直しを行うとともに、学生収容定員の適正な規模について検討する。

「大学知名度の向上]

- ・ 各学部・学科の知名度をより向上させるため、今年度新規に大学説明会を企画する とともに、オープンキャンパスの充実を図る。
- ・ 情報媒体を活用し、受験生等に対する入試関連情報等の情報発信力を高める。

イ 教育内容の改善・充実

「導入教育の充実]

・ 全学共通教育科目について、学生の課題発見能力、プレゼンテーション能力、討論 能力、国際的に活躍することができる外国語能力、情報活用能力の育成に対する効果 を検証し、一層の充実を図る。(再掲)

「全学共通科目の充実]

・ 総合教育センターにおいて、時代や地域の要請に応じて全学共通教育科目の教育内

容の見直しを検討する。

・ 全学共通教育部門会議で効果的なカリキュラムについての検討を進める。

「研究成果の教育への反映」

・ 学生に地域や企業等のニーズを把握させ、実践的な知識・技法を身につけさせるため、研究活動に学生を参画させる。

「地域貢献活動の教育への反映]

・ 様々な機会をとらえて、学生に対し、地域貢献活動への参加を促す。

「臨床実習の充実】

・ 臨床実践能力の開発に資するため、臨床実習施設と連携し、実習体制の充実を図る。

[遠隔講義システムの改善と高度使用]

・ 遠隔講義システムの現状・課題を分析し、教育効果の向上を図る。

[コースカタログ・シラバスの充実・公開]

- ・ コースカタログやシラバスの公開を進め、受講の参考としたり、科目等履修生希望 者の便宜を図る。
- ・ シラバスについては、より学生の履修の参考になるよう、身に付けることができる 具体的な要素の内容と達成目標等を明記するなど、改善を図る。

[ファカルティ・デベロップメント活動の推進]

・ 全学レベルでのFD研修会を年2回開催するとともに、学部・研究科レベルにおけるFD活動に取組む。

「学生による授業評価の実施]

・ 授業評価の項目を不断に検証し、より適切な項目での実施を図る。

[現代GP等への積極的な応募]

・ 教育の質の向上を図るため、文部科学省の「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」 (現代GP)をはじめとする国の大学教育改革支援プログラムへ積極的に応募する。

「大学院における研究活動の活性化」

- ・ 学生に学会等での発表や報告書・論文の執筆を奨励することにより、研究活動を活 性化させる。
- 専攻科の特性に応じたきめ細かな論文指導を行う。
- ・ 国際交流を一層推進し、特に大学院レベルでの教育研究に対する情報交換や留学生 交換を強化する。

ウ 多様な教育・履修システムの構築

[遠隔講義システムの充実]

・ 遠隔講義システムの現状・課題を分析し、システムの改善・高度化を図る。

[インターンシップ制度の充実]

・ インターンシップ制度を充実させ、学生の積極的な参加を促進するため、地域連携 センター、同窓会、後援会と連携して検討を進める。

[履修選択マニュアルの作成]

・ 各学部・学科において、学生の進路希望に対応した履修マニュアルを作成し、平成 20 年度までに学生に提示できるようにする。

[単位認定範囲の拡大]

・ 各学部・学科の教育方針やキャリア教育などを勘案し、教育効果に配慮しながら単 位認定の範囲を拡大することの可能性について検討する。

[地域の文化施設等との連携]

・ 連携可能な機関に関する情報収集を行い、可能性について検討する。

「専門資格取得の促進]

・ 専門科目に関連した資格取得については、教員のオフィスアワーを活用した支援を 行うほか、資格取得講座の開設を検討する。

「転学部・転学科の運用]

・ 転学部・転学科を適切に運用する。

[社会人の修学形態・学習環境の充実]

- 修士課程1年制コース(経営情報学専攻)及び昼夜開講制度を実施する。
- ・ 大学院においてあらかじめ標準修業年限を超える期間を在学予定期間として在学す ることができる長期履修学生制度の導入を検討する。
- 地域や職場に近い場所で学習できる機会を提供するための方策について検討する。

エ 適切な成績評価等の実施

[シラバスの充実]

・ 各学部・学科,大学院のシラバスの一層の充実を図るため,外部機関の活用によるシラバスの検証を行う。

「GPA・GPC制度の活用」

- ・ 学生成績評価へのGPA (グレード・ポイント・アベレージ) 制度の導入,活用の ための調査・検討を行う。
- ・ GPC (グレード・ポイント・クラス) 制度の導入, 教員の教育活動指標等への活用に向けた調査・検討を行う。
- (3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 教育体制の整備・充実

[全学共通教育の質の向上]

・ 全学共通教育科目の各担当主任教員を中心に効果的なカリキュラムを整備するとと もに、担当教員の全学的組織の充実を図る。

「多様な人的資源の活用〕

・ 地域の人材資源を活用した特別講義等の充実を図るため、より多様な講師を招聘する。

「地域の文化施設等との連携]

・ 連携可能な機関に関する情報収集を行い、可能性について検討する。

イ 社会ニーズの変化への的確な対応

「全学共通科目の見直し」

・ 全学共通科目の複合科目等において、時代に即した教育内容を提供する。

「新たな教育領域への対応】

・ 特任教授制度の導入など、教育内容を充実させるための方策を検討する。

「栄養教諭免許課程の設置]

・ 栄養教諭免許課程の平成20年4月の設置に向けて,実習施設の確保を進め,設置 認可申請の準備を進める。(再掲)

「助産学専攻科の開設]

- ・ 1年制課程の助産学専攻科の平成21年度開設に向けて、組織・運営体制、カリキュラム、学生募集・入試、施設整備等について詳細設計を行う。(再掲)
- ウ 教育研究内容に応じた施設・設備や図書等の資料の整備

「情報システム環境の構築」

- ・ 教育研究活動での一層の利活用、情報システム環境の整備、機能拡充を検討する。
- ・ 次期学内LAN構築に向け、現行システムの見直し作業に着手する。

[遠隔講義システムの改善と高度使用]

- ・ 遠隔講義システムの現状・課題を分析し、教育効果の向上を図る。(再掲)
- ・ 遠隔講義の教育効果をより高めるため、「遠隔講義実施マニュアル」を作成する。

[教育教材等の整備]

- 教育教材、実験実習に係る施設設備等の計画的な整備を行う。
- CALL システムの活用法について調査・検討する。
- ・ 教育効果の向上に繋がる,効果的な I T 教材・e ラーニングの導入・活用について 調査・検討する。

「図書館の充実】

- ・ 平成 18 年度に取りまとめた学術情報センター運営委員会図書館部会報告の提言に基づき、図書館機能の充実に努める。
- ・ 図書館の開館時間延長や休日開館の拡大等を見据え、利用に関する学生ニーズの調査・検討を実施する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 学習支援

「チューター制度の充実]

・ チューター制度がより効果的に機能するよう、その役割を明確にするとともに現状 の課題を整理する。

[オフィスアワー制度の充実]

・ オフィスアワーの必要性・意義に関する全学的な合意形成を目指し、充実・拡大に ついて検討する。

[学習支援システムの充実]

・ 学生に対する休講・補講情報等をインターネットで提供するなど, 「学習支援システム」の充実を図る。

イ 生活支援

[学生生活アンケート調査の実施]

- ・ 全学生を対象とした、学生の自己評価調査を検討する。
- ・ 全学生を対象とした、学生生活アンケート調査を検討、実施し、学生の実態・要望を的確に把握する。

「心身健康カウンセリング等の実施」

- 各キャンパスの学生支援体制を充実させるとともに、相互連携を図る。
- ピアカウンセラー制度の導入に向けて調査、検討を行う。
- 学生相談の実態を把握し、相談体制の充実を図る。

[障害等のある学生に対する支援]

・ 障害・疾病のある学生に対して,所属学科の教員や学生と協力しながら総合的な支援を行う。

「奨学金等の情報提供】

・ 奨学金やアルバイト等について、きめ細かな情報提供を行う。

「学生食堂の充実」

・ 広島キャンパスにおける学生食堂の施設、サービス等の改善を検討する。

「学生の自主的課外活動の奨励]

・ 学生の自主的課外活動の奨励支援策実施に向けて、学生のアイデア募集等学生との 意見交換等を行いながら、検討、設計する。

ウ 就職支援

「インターンシップ制度等の充実」

・ インターンシップ制度を充実させ、学生の積極的な参加を促進するため、地域連携 センター、同窓会、後援会と連携して検討を進める。(再掲)

「履修選択マニュアルの作成]

・ 各学部・学科において、学生の進路希望に対応した履修マニュアルを作成し、平成 20年度までに学生に提示できるようにする。(再掲)

「専門資格取得の促進」

・ 専門科目に関連した資格取得については、教員のオフィスアワーを活用した支援を 行うほか、資格取得講座の開設を検討する。(再掲)

「キャリアセンターの設置]

- ・ 新設のキャリアセンターの組織・運営体制を確立し、キャリア教育、インターンシップ、適性判断、資格取得支援、就職活動支援、就職情報の提供など、きめ細かな就職支援を行う。
- ・ 求人情報のデータベース化を進め、学生の情報収集をより円滑に行えるようにする。
- ・ 積極的な就職先の開拓,情報収集により,学生の多様な進路選択の支援に努める。
- 同窓会や保護者会等との連携及び既卒者とのネットワークの構築について、調査・ 検討する。

2 研究に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 研究水準及び研究成果の普及に関する目標を達成するためにとるべき措置

「受託研究・共同研究等の推進]

・ 学外からの受託研究や共同研究等を推進するとともに、国内外の大学や試験研究 機関、企業等からの客員教授・研究員を積極的に受け入れる。

「競争的資金への積極的な応募」

・ 科学研究費補助金や現代的教育ニーズ取組支援プログラム等, 競争的資金に積極 的に応募し、採択件数を増やす。

「地域課題解決のための研究の推進】

- ・ 地域課題解決のため、積極的に市町等と連携し、教員がそれぞれの専門分野を生かして提言、アドバイスを行うなどの貢献を果たす。
- ・ 重点研究事業を通じた市町等との共同研究により、地域課題解決に貢献する。

「学内共同研究プロジェクトの推進】

・ 研究推進委員会において、部局横断的な研究の推進方策について検討する。

「研究費配分方法の確立]

・ 基本研究費については、教育・研究・地域連携活動への貢献に応じてより教員にインセンティブを与えるようなルールを研究推進委員会において検討する。

[研究成果の発表]

・ 研究発表会の開催,ホームページでの研究実績の紹介,学会報告,雑誌研究論文などを通じて,研究成果を速やかに公開することに努める。

「研究成果の教育への反映」

- ・ 学生に地域や企業等のニーズを把握させ、実践的な知識・技法を身につけさせるため、研究活動に学生を参画させる。(再掲)
- (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するためにとるべき措置

「研究倫理等の徹底]

・ 研究推進委員会において、人権の尊重、生命の尊厳等に配慮した研究倫理についての基準、対応方針を定める。また、それらを運用、審査するための体制を整備する。

- ・ 研究推進委員会において,国のガイドライン(「競争的資金に係る研究活動における不正行為対応ガイドライン」)に沿って,研究活動の不正行為に対応する大学体制の整備,研究者の行動規範制定を行う。
- ・ 研究推進委員会において、国のガイドライン (「研究機関における公的研究費の 管理監査の実施基準))に沿って、適正な研究費使用を徹底するための体制を整備 する。
- 研究費の使途について、ホームページへの掲載等、情報公開を行う。

「TLO等との連携]

- ・ 広島TLO等と緊密に連携しながら、知的財産の創出・保護・活用を推進する。 「教員の国内外研修の充実」
 - ・ 学外研修取扱規程に基づく研修制度の活用が図られるよう、周知する。

「特命教授(仮称)等の採用]

- ・ 研究推進委員会において、特命教授(仮称)の配置の必要性について検討する。 「研究業績評価システムの確立]
 - ・ 研究業績に係る客観的な評価システムを構築するため、研究推進委員会にワーキンググループを設置し検討する。

[知的財産ポリシーの整備]

知的財産ポリシーを制定する。

「利益相反ポリシーの整備]

利益相反ポリシーを制定する。

[学内設備等の有効活用]

・ 学内の研究設備・機器等の計画的な更新・整備とともに、共同利用等有効な活用 策を検討する。

「研究情報の公開]

・ 研究情報(研究人材,研究成果等)をデータベース化するためのシステムを構築する。

3 地域貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

- (1) 地域社会との連携に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - ア 地域の活性化への支援

[広島県との連携]

- ・ 県の関係部局との情報交換に努めるとともに、県の抱える政策課題に対応した研究に取組む。
- ・ 県の審議機関への教員の委員就任等、県政への参画に努める。

[市町との連携]

・ 地域が抱えている諸課題について,市町と連携し,理論と実証に基づく解決策の 発表や政策提言を積極的に行うとともに,地域の課題解決のため,教員がそれぞれ の専門分野を活かし,アドバイスを行う。

「地域の文化施設等との連携]

- ・ 連携可能な機関に関する情報収集を行い、可能性について検討する。(再掲) [地域貢献活動の教育への反映]
 - ・ 様々な機会をとらえて、学生に対し、地域貢献活動への参加を促す。(再掲)

イ 生涯学習ニーズへの対応

[公開講座等の充実]

・ 資格取得支援等を目的とした特別講座のシーズ調査を行い、調整が必要な事項に

ついて検討する。

・ 他大学等との連携講座の開催等を検討する。

「社会人の受け入れ制度・体制の充実」

・ 社会人が企業や地域において必要な専門知識を学ぶことができるよう、聴講生制度や科目等履修生制度に加えて、学習目的に応じて特定の専門科目を短期間(1か月~3か月程度)に集中して学ぶことができる制度づくりを検討する。

「遠隔講義システム等の活用〕

- ・ 生涯学習のニーズに応えるため、遠隔講義システムを活用した授業の公開について検討する。
- ・ 教育研究の内容を県民向けの教材として提供できるよう, そのニーズを把握のうえ, 冊子化, アーカイブ化を検討する。

「卒後教育、現任者教育等の実施」

・ 地域の保健・医療・福祉分野の専門職の卒後教育や現任者教育について、地域の 関係団体等と連携し、そのニーズを把握のうえ、研修計画を検討する。

ウ 高大連携の推進

- ・ 高大連携による公開授業を実施する。
- エ 産学官連携の推進

[地域企業等との研究交流の推進]

- ・ 地域連携センターが中心となり、共同研究プロジェクトを積極的に受け入れると ともに、技術・経営相談、指導など地域企業等と研究交流を進めながら、知的財産 の技術移転を促進していく。
- ・ 地域連携センターにおいて、企業ニーズと大学シーズのマッチングを推進するため、積極的に交流を支援する。

[知的財産ポリシーの整備]

・ 知的財産ポリシーを制定する。(再掲)

「利益相反ポリシーの整備】

利益相反ポリシーを制定する。(再掲)

オ 施設・設備の提供

「図書館の充実]

- ・ 各種展示や特別公開等の企画について検討する。
- ・ 図書館の開館時間延長や休日開館の拡大等を見据え、利用に関する学生ニーズの調査・検討を実施する。 (再掲)

「大学施設等の開放〕

・ 図書館,グラウンド,体育館等,大学の施設,設備,機器,ソフトウェア等を可能な限り地域に開放する。

(2) 国際交流等に関する目標を達成するためにとるべき措置

[海外学術協定締結校との交流の推進]

- ・ 学術交流協定締結校との交流(留学生交流,教育研究交流等)の充実とともに, 協定締結校の拡大を図る。
- ・ 国際協力機構 J I C A の「草の根技術協力事業」等への参加により、国際貢献や 学生の国際交流を推進する。

「留学に関する支援の充実」

・ 海外への留学を希望する学生に対しては、適切な情報に基づいて指導し、海外からの留学生に対しては、受入れ支援策の充実について検討する。

Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 戦略的・機動的な運営組織の構築に関する目標を達成するためとるべき措置

「理事長選考会議の設置]

・ 理事長選考会議の設置を規定する地方独立行政法人法の趣旨に沿うよう,選考の 仕組みについて検討し,規程整備を行う。

「役員執行体制の確立]

・ 理事長を補佐するため、重要業務等に応じた役員執行体制を確立し、各理事のも とにその執行を支援する事務組織を配置する。

「部局長等連絡会議の設置」

・ 大学に部局長等連絡会議を設置し、部局間及びキャンパス間の円滑な意思疎通を 図る。

「全学委員会の見直し」

・ 全学委員会の在り方の見直しを行い,実効性ある運営を図るとともに,参画する 教職員の負担軽減に努める。

[経営企画室の設置]

- ・ 事務組織に経営企画室を設置し、法人及び大学の経営戦略の企画立案等を行う。 [学内資源配分システムの構築]
 - ・ 全学的視点に立ち、自己点検・評価や外部評価の結果等を学内資源の戦略的・重 点的配分に反映させるシステムを構築する。

「学部長等選考制度の構築」

- ・ 理事長権限により学部長等が選考できる制度を検討し、必要な規程を整備する。 [学部等の機動的・戦略的運営]
 - ・ 学部長等の役割や教授会の審議事項を平成 19 年度に明確化し、学部等の機動的・ 戦略的な運営を図る。

[財務情報のデータベース化]

- ・ 財務会計システムにおいて、財務情報を一元的に入力・管理する。
- (2) 地域に開かれた大学づくりに関する目標を達成するためとるべき措置

「学外有識者等の登用〕

- ・ 理事や経営審議会・教育研究審議会の委員に学外の有識者・専門家を登用する。 「大学情報の積極的な提供」
 - ・ 大学運営に関する諸情報を、ホームページ等を通じて積極的に県民や関係者に提供する。
- (3) 監査制度による業務運営の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

「監査制度の整備〕

・ 監事監査規程に基づいて監査計画を作成し、実効性ある監査を実施する。

[会計監査人の監査]

・ 会計監査人の選任について検討を行い、方針を決定する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するためとるべき措置

「教育研究組織等の見直し」

・ 大学運営の現状を検証し、学部・学科等の再編を含め、教育研究組織及び附属施設の在り方について不断に見直しを行う。

「助産学専攻科の設置]

・ 1年制課程の助産学専攻科の平成21年度開設に向けて、組織・運営体制、カリキュラム、学生募集・入試、施設整備等について詳細設計を行う。(再掲)

「大学院の見直し」

時代や地域の要請に応えるため、大学院教育の見直しについて検討する。

「キャリアセンターの設置]

・ 新設のキャリアセンターの組織・運営体制を確立し、キャリア教育、インターン シップ、適性判断、資格取得支援、就職活動支援、就職情報の提供など、きめ細か な就職支援を行う。(再掲)

「総合教育センターの見直し】

・ 総合教育センターは、各部門での機能強化を図るとともに、これまでの役割を検証し今後の在り方について検討する。

「学術情報センター及び地域連携センターの見直し」

・ 学術情報センター及び地域連携センターについて、これまでの役割を検証し今後 の在り方について検討する。

3 人事の適正化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 法人化のメリットを活かした柔軟で弾力的な人事制度の構築に関する目標を達成する ためとるべき措置

[人事委員会の設置]

・ 法人に人事委員会を設置し、全学的視点に立った、公平性、客観性、透明性が確保された教員人事を行う。

「多様な任用形態の導入]

・ 特任教授(仮称)や特命教授(仮称)など多様な任用形態の導入について検討する。

[任期制の導入]

- ・ 法人化後新規に採用する助教・助手について、任期制を導入する。
- 期間限定のプロジェクト等に従事する者への任期制の導入について検討する。

「給与制度の弾力的運用]

・ 給与制度について、能力・実績主義の観点から弾力的な運用をするため、その実施方法を検討する。

[年俸制の導入]

期間限定のプロジェクトのため、優秀な教員を招聘する手段として、年俸制の導入を検討する。

[裁量労働制の導入]

教員の職務の特性を踏まえ、裁量労働制の導入を検討する。

「兼職・兼業許可基準の明確化]

・ 教育研究の活性化及び地域貢献,産学連携等を促進するため,兼職・兼業に係る 許可基準の明確化と手続の簡素化を図る。

「事務職員研修制度の整備]

・ 学内外における研修に職員を参加させ、大学業務に精通した専門性の高い事務職 員を養成する。

- ・ 法人固有の事務職員の採用計画及び方法について検討する。
- (2) 教職員業績評価制度に関する目標を達成するためとるべき措置

「教員業績評価制度の導入]

- ・ 教員業績評価委員会において、業績評価制度の設計のための客観的評価基準(評価項目等)について検討する。
- ・ 評価結果を人事,給与,研究費,任期更新等に反映させる仕組みを平成20年度を 目途に設計する。

[事務職員評価制度の導入]

・ 事務職員については、県の人事評価制度に準じた制度を導入する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するためとるべき措置

「事務処理の簡素化等]

・ 定型的業務等の事務処理方法について点検する。

「外部委託の積極的な活用」

・ 事務処理の点検を踏まえ、外部委託の可能性を検討する。

「情報処理システムの改善・高度化]

・ 平成22年度の情報処理システム更新に向けて、現システムの課題を整理する。

「事務組織の見直し」

・ 業務内容の変化等に柔軟に適応し、効率的な事務処理ができるよう、事務組織を 継続的に見直す。

Ⅳ 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 自己収入の増加に関する目標を達成するためとるべき措置

「外部研究資金の獲得」

- ・ 外部研究資金に関する情報収集や申請・受入れ等の支援体制を強化し、外部研究 資金等の獲得を促進する。
- ・ 外部研究資金を獲得した教員に対する研究費の優遇措置を検討する。

[間接経費の弾力的な運用]

・ 研究経費に対する適切な管理的経費の比率について、他大学の取扱い等を参考に 検討する。

[多様な収入源の確保]

- ・ 有料公開講座の受講料と受講者数の適正化についての検討・調整を行う。
- ・ 収入源確保策についての新規提案募集を行い、実施可能事業を選定する。

[学生納付金の見直し]

・ 他の国公立大学の基準等を参考に、法人収支の状況からみた学生納付金の適正な 水準についての検討を開始する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するためとるべき措置

[人件費の抑制]

・ 教職員の定員配置計画を作成し、適正に管理する。

[経費抑制インセンティブの導入]

・ 全学的視点から予算執行管理を徹底するとともに、各部門において経費抑制のイ

ンセンティブを与える仕組みの導入を検討する。

[管理経費の抑制]

- ・ 契約期間の複数年度化、物品の一括購入、契約方法の競争的環境の確保、余剰設備・備品などの見直し等により、管理経費抑制のための措置をとる。
- ・ 省エネルギー・省資源に関する意識啓発を行い、光熱水費を節減する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

「資産長期的運用計画の策定等】

・ 資産の有効活用を図るため、設備機器等の共同利用に向けて、大型の設備等の設置及び利用状況について調査する。

「施設・設備等の有償貸出し」

・ 施設・設備等の有償貸出しの仕組みについて検討する。

V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき ■措置

「認証評価機関による評価]

・ 認証評価機関による評価を平成23年度に受けるために,自己点検評価委員会において必要な事項を整理・検討する。

「自己点検・評価の実施]

- ・ 自己点検・評価を平成22年度までに実施するため、大学経営評価システムを導入 し、基礎データを収集する。
- ・ 自己点検評価委員会において、自己点検評価に必要な事項を整理・検討する。

「評価結果の公表]

・ 自己点検・評価,広島県公立大学法人評価委員会による評価の結果について,速やかにホームページ等により学内外へ公表するとともに,大学運営の改善に反映させる。

[大学情報データシステムの構築]

・ 自己点検・評価を効率的に実施するため、教育研究活動等のデータを一元的に収 集する大学経営評価システムを構築する。

VI その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するためとるべき措置

「施設設備等の長期的整備計画の策定」

・ 平成20年度までに長期的整備計画を策定するため、施設設備等の実状を調査・点検する。

[ユニバーサルデザイン等に対応した施設整備]

・ 施設整備計画策定においては、教育研究、情報基盤等の高度化・多様化やユニバーサルデザイン、環境保全等に対応したものとする。

「施設設備の有効活用]

・ 施設設備の利用状況を定期的に調査・点検し、有効活用のための施策を検討する ための組織を立ち上げる。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するためにとるべき措置

「戦略的な広報の展開]

・ ホームページのリニューアル,校歌の制定や多様な情報発信手段の活用を図り, 戦略的な広報のための情報収集及び素材作成を行う。

「情報公開制度、個人情報保護制度の整備」

情報公開制度及び個人情報保護制度を整備する。

3 安全管理に関する目標を達成するためとるべき措置

[安全衛生管理体制の整備]

- ・ 全学的な安全衛生管理体制を整備し、学生・教職員に安全衛生教育を行う。 「実験施設等点検の徹底」
 - ・ 実験施設等や危険物等の点検を徹底し、廃棄物等を適正に処理する。

[危機管理体制の整備]

- ・ 災害等における危機管理体制を整備するとともに、防災訓練等を充実する。 [情報セキュリティポリシーの策定]
 - ・ 情報セキュリティポリシーを策定する。

4 社会的責任に関する目標を達成するためとるべき措置

「人権侵害の防止〕

- ・ 人権委員会を設置し、各種ハラスメント等の人権侵害を防止する体制を整備するとともに、教職員・学生に対して定期的に人権に関する研修や啓発活動を実施する。 [法令遵守の徹底]
 - ・ 法令遵守を徹底するとともに、法人としてのコンプライアンスの確立を図るため、 研究倫理の基準・方針や利益相反ポリシーを策定する。(再掲)

Ⅷ 予算, 収支計画及び資金計画

1 予算(平成19年度)

(単位:百万円)

| 区 分 | 金額 |
|----------|-------|
| 収入 | |
| 運営費交付金収入 | 3,745 |
| 学生納付金収入 | 1,609 |
| 診療センター収入 | 36 |
| その他の自己収入 | 61 |
| 外部資金収入 | 150 |
| 補助金収入 | 64 |
| 借入金収入 | 0 |
| 計 | 5,665 |

| 区 分 | 金額 |
|----------|-------|
| 支出 | |
| 一般管理費 | 816 |
| 人件費 | 3,508 |
| 教育研究経費 | 388 |
| 教育研究支援経費 | 460 |
| 学生支援経費 | 262 |
| 診療経費 | 17 |
| 外部資金事業費 | 214 |
| 施設整備費 | 0 |
| 借入金償還金 | 0 |
| 計 | 5,665 |

注1) 収入について,運営費交付金収入は,標準運営費交付金収入のみを計上しており, 特定運営費交付金(337百万円,退職手当等特定の経費に充当)収入は計上していない。

注2) 支出について、特定運営費交付金(337百万円)に係る支出は計上していない。

2 収支計画(平成19年度)

(単位:百万円)

| | (1 五・口 / 4 1 |
|---------|------------------|
| 区分 | 金額 |
| 費用の部 | 5,689 |
| 経常費用 | 5,689 |
| 業務費 | 4,549 |
| 教育研究等経費 | 827 |
| 外部資金等経費 | 214 |
| 人件費 | 3,508 |
| 一般管理費 | 789 |
| 財務費用 | 0 |
| 雑損 | 17 |
| 減価償却費 | 334 |
| 臨時損失 | 0 |

| 区 分 | 金額 |
|--------------|-------|
| 収入の部 | 5,689 |
| 経常収益 | 5,689 |
| 運営費交付金収益 | 3,436 |
| 学生納付金収益 | 1,609 |
| 診療センター収益 | 36 |
| その他の自己収益 | 61 |
| 外部資金等収益 | 150 |
| 補助金等収益 | 64 |
| 資産見返運営費交付金戻入 | 282 |
| 資産見返物品受贈額戻入 | 51 |
| 臨時利益 | 0 |
| 純利益 | 0 |
| 総利益 | 0 |

注1) 収支計画と予算及び資金計画との額の違いは、減価償却に係るものである。

3 資金計画(平成19年度)

(単位:百万円)

| 区 分 | 金額 |
|---------------|-------|
| 資金支出 | 5,665 |
| 業務活動による支出 | 5,355 |
| 投資活動による支出 | 28 |
| 財務活動による支出 | 282 |
| 次期中期目標期間への繰越金 | 0 |
| 資金収入 | 5,665 |
| 業務活動による収入 | 5,665 |
| 学生納付金収入 | 1,609 |
| 外部資金収入 | 150 |
| 運営費交付金収入 | 3,745 |
| 雑収入 | 161 |
| 投資活動による収入 | 0 |
| 財務活動による収入 | 0 |

Ⅷ 短期借入金の限度額

(1) 短期借入金の限度

5億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。

IX 重要な財産を譲渡し,又は担保に供する計画

なし

X 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は,教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

XI 県の規則で定める業務運営に関する事項

1 積立金の処分に関する計画

なし

2 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし